

平成25年死亡災害発生状況

静岡労働局 健康安全課

No	発生月 発生時間	業種	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
1	1月 15時～16時	一般貨物 自動車運送業	50～99人	はさまれ、 巻き込まれ トラック	翌日の運送に備えて自宅でトラックの整備を行っていたところ、リフトアップをしていたジャッキがエンジンオイルの交換中に外れてトラックの下敷きになった。
2	2月 12時～13時	一般貨物 自動車運送業	10～29人	交通事故 (道路) トラック	被災者は生コンの運搬のため、コンクリートミキサー車を運転して建設工事現場へ向かう途中、緩い下り坂に車を止め、エンジンを切らずに車を降り、道の状況を確認し、同車に戻ってくる途中、無人のまま動いていた同車に轢かれた。その後同車は、路肩のカーブミラーを倒し横転した。事故時の状況を目撃していた者はいなかった。付近の住民が被災者を発見し、救急車を手配したが、現場で死亡が確認された。
3	3月 5時～6時	一般貨物 自動車運送業	30～49人	交通事故 (道路) トラック	県外の東名高速道路路上り線にて、自動車運搬用のトレーラー(乗用車6台積載)を運転していた被災者は、前を走行中の大型トラックに追突した。
4	4月 11時～12時	その他の清 掃・と畜業	10～29人	崩壊、倒壊 その他の材料	サイロ内の清掃作業にあたり、サイロ内に残っていたトムロコシの粉末を掻き出す作業中、トムロコシの粉体が崩れ、トムロコシの粉に埋まった被災者が身動きが取れなくなり窒息死したものの。
5	5月 14時～15時	その他の食料 品製造業	10～29人	墜落、転落 フォークリフト	冷蔵庫の棚に保管されているお茶の入った段ボールを取るため、フォークリフトのフォークに差したパレット上に派遣労働者が乗り、高さ378cmの棚から段ボール3個をパレット上に乗せた。フォークリフトの運転手は、パレット上の派遣労働者がリフト側を向いて座ったことを確認し、フォークを下げることを了解を得て、フォークを下げ始めた。10～20cmほど下げたところ、パレット上の派遣労働者が背中側から地上に墜落した。
6	5月 14時～15時	土地整理 土木工事業	10人未満	はさまれ、 巻き込まれ 掘削用機械	作業員2名でドラグ・ショベル(移動式クレーン仕様とせず使用していた。)を用いてU字溝を吊って移動させていた。所定の位置において、吊っていたU字溝を地面に置き、被災者が玉外しを行っていたところ、ドラグ・ショベルの操作を誤り、バケットとU字溝に被災者がはさまれたもの。災害発生後、すぐに救急車で病院へ搬送されたが死亡が確認された。
7	5月 8時～9時	その他の金属 製品製造業	10～29人	はさまれ、 巻き込まれ ボール盤・ フライス盤	両頭側面フライス盤による金型プレートの切削加工を行っていたところ、同フライス盤端のフレーム部分と可動中の主軸に挟まれ、胸部圧迫のため窒息死したものの。
8	6月 0時～1時	パルプ・ 紙製造業	100～299人	はさまれ、 巻き込まれ ロール機(印刷 ロール機を除く)	被災者はエアホースを用いて、カンバスのドクター(カンバスロールに付着した異物(主に紙粉)を掻き取るブレード)の掃除を行っていた。この作業は数十秒ほどで終了するものであったが、被災者が戻ってこないため、班長が被災者を探したところ、被災者が通路に倒れていたため、直ちに救急を要請した。被災者は病院に搬送された後、死亡が確認された。
9	7月 15時～16時	その他の金属 製品製造業	30～49人	崩壊、倒壊 金属材料	H鋼を出荷するため、橋形クレーンを用いてH鋼の荷降ろしをしていたところ、2段に重ねに置かれていたH鋼が、被災者の胸部に崩れ落ち下敷きとなった。
10	8月 9時～10時	一般貨物 自動車運送業	30～49人	交通事故 (道路) 自動車、バス、 バイク	被災者は、道を隔てた事務所に向かうため道路を横断(歩行)していたところ、走行してきた自動車に跳ね飛ばされ、近くの病院へ搬送されたが脳挫傷により即死した。
11	8月 11時～12時	砂防工事業	10人未満	墜落、転落 地山・岩石	林道の法面で、鉄筋を結束する作業に従事していた被災者が、仰向けに転落し死亡したもので、作業時は安全帯をロリップに接続していたが、被災時はロリップから安全帯が外れていた。また、被災者は墜落時保護用のヘルメットを着用し、あご紐もしていたが、転落途中に脱げたものと推測される。
12	9月 12時～13時	その他の木材・ 木製品製造業	10人未満	はさまれ、 巻き込まれ 混合機・粉砕機	木片を破砕するラインの「フライトコンベア」で詰まりが発生したため、被災者と同僚労働者が木屑を取り除いていた。同僚労働者が「フライトコンベア」上端の木屑を取り除き、地上に下りて制御盤の起動スイッチを押したが、「フライトコンベア」が動かなかったため、再度「フライトコンベア」上部の木屑を取り除いた後、制御盤まで移動している途中で、「フライトコンベア」下端に被災者が身体を巻き込まれているのを発見した。

平成25年死亡災害発生状況

静岡労働局 健康安全課

No	発生月 発生時間	業種	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
13	10月 10時～11時	機械(精密機 械を除く。) 器具製造業	10人未満	飛来、落下 玉掛用具	天井クレーンのフックに、2本のベルトスリングで金属製ロール(長さ2.9m、重量約800kg)の両端部のシャフトに玉掛けし、移動させていたところ、フックからベルトスリングの1本が外れ、ロールの下を通行しようとした被災者にロールが落下した。被災者は出張先で、周辺の清掃を手伝おうとしたものと思われる。
14	10月 11時～12時	その他の金属 製品製造業	30～49人	飛来、落下 玉掛用具	天井クレーンで吊られたリフティングマグネットを用い、金属スクラップを移動させていたところ、スクラップの一部が被災者の頭部に落下したと思われる。現認者なし。
15	1月 14時～15時	セメント・同製 品製造業	10人未満	墜落、転落 トラック	被災者他2名はフォークリフトでトラックにコンクリートブロックを積む作業を行っていた。被災者は荷台上(高さ約1.5m)で、積載したブロックの位置を調整していたところ墜落したもので、頸椎損傷の重傷で入院加療を続けていたが、被災から約半年経過後に死亡したものである。
16	1月 5時～6時	一般貨物 自動車運送業	10～29人	その他 起因物なし	トラックの荷台で作業中、意識を失い荷台から転落。心停止により死亡した。心肺停止を起こす可能性のある外傷が認められなかったが、勤務状況から過労による原因と認められたもの。
17	11月 11時～12時	砂防工事業	10人未満	飛来、落下 地山・岩石	法面で親綱・ロリップを使用し、鍬を用いての人力による法面整形作業を行っていたところ、上方から落ちてきた10cm角の石が被災者の胸を直撃し、救急車で病院に搬送されたが死亡が確認された。
18	4月 7時～8時	木造家屋建築 工事業	10人未満	激突され その他の建設 機械等	木造家屋の解体工事現場において、解体用つかみ機を使い、ダンプからバックホウのバケットを降す作業を行っていたところ、運転者の作業服がレバーにかかり、不意に機械が旋回してしまい、ダンプの荷台で補助作業をしていた被災者の腹部にあった。被災後、治療をしていたが、73日後死亡したものの。
19	11月 10時～11時	社会福祉施設	100～299人	交通事故 (道路) 自動車、バス、 バイク	訪問介護先で買い物に依頼され、原動機付き自転車で行ったスーパーマーケットで買い物を済ませた後、訪問介護先に戻る途中、押しボタン式の信号があるT字路から片側2車線の県道に右折で進入しようとしたところ、県道の追越車線を直進してきた軽ワゴン車と衝突し、病院に搬送されたものの死亡が確認されたもの。
20	12月 8時～9時	自動車・同付 属品製造業	300人以上	はさまれ、 巻き込まれ その他の一般 動力機械	部材の熱処理ラインの焼鈍炉に入れる部材をトレイに量り入れる箇所において、被災者が地面に対し水平方向に開く油圧式の両開き扉に、体育座りの格好ではさまれている状態で発見されたが、被災者は既に死亡していた。
21	11月 9時～10時	その他の 食料品製造業	10人未満	交通事故 (道路) トラック	トラックで社長の自宅倉庫にお茶を取りに行った復路にて、トラックの運転操作を誤り道路脇の水路へ落ちた際、胸を打ち付けたため死亡したものの。
22	12月 10時～11時	上下水道工事業	10人未満	墜落、転落 送配電線等	下水道工事の仮設電源の設置のため、被災者が電線から電気の引込み線を取付ける作業を高さ7～8mの電柱上で行っていたところ地面に墜落したものの。なお、作業箇所周辺の活線は100Vで、被災者は電柱作業用の安全帯、墜落・感電防止用の保護帽、ゴム底の安全靴、ゴム手袋を着用。また、作業は被災者が電柱上で引き込み作業を行い、他1名が地上で仮設の電気ボックスを取付け、引き込んだ電線とを接続する作業等を行うもの。
23	2月 4時～5時	一般貨物 自動車運送業	10人未満	交通事故 (道路) トラック	トラックで配送先の山口県下松市へ向かっている途中、山陽自動車道下り沼田パーキングエリア内において停車していたトラックに後方から追突し、死亡したものの。パーキングエリア内の駐車場が満車のため、進入路まで車列が並んでおり、最後尾に停車していたトラックに追突した。
24	6月 10時～11時	一般貨物 自動車運送業	10～29人	その他 その他の起因物	部品等の配送のためトラックを運転し、東名高速道路下りの三ヶ日ジャンクション付近を走行していた被災者が脳出血により死亡し、車は道路左側の路肩に乗り上げ横転した事故で、月100時間を超える時間外労働等の過重な業務により脳疾患を発症したものと労災認定したものの。
25	8月 19時～20時	畜産業	30～49人	高温、低温の 物との接触 高温・低温環境	被災者は、鶏卵の出荷作業担当で、機械の下に汚れ防止のために敷かれていたビニールをしゃがんで洗っていたが、同僚が前のめりになっている被災者に気付き確認したところ、被災者の意識が無かったため、救急車を手配し病院に搬送したが、熱中症が原因と思われる循環器系疾患の疑いで死亡した。